

<改正意匠法施行>

「建築物」及び店舗等の「内装」が 本年4月1日より意匠登録可能に！

既にご案内のとおり、意匠法が大幅に改正され、従来は権利化できなかった「建築物」並びに店舗や事務所等の「内装」が意匠登録の保護対象として、本年4月1日より出願可能となります。

そこで今回のPBS(パトラビジネスセミナー)は、この新たな保護対象について、現在、日本弁理士会 意匠委員会 副委員長を務める 弁理士 野村慎一が詳しく解説いたします。
また、事前対策や出願対策、画像意匠についても解説いたします。
企業にとって重要なテーマとなっておりますので、是非ともご参加下さい。

講師

特許業務法人 藤本パートナーズ
意匠・商標部門 統括パートナー
副所長 弁理士 野村 慎一

日時

2020年 2月21日 (金)

14:30~16:00

受付 : 14:00~

会場

ハートンホール日本生命御堂筋ビル12階

大阪市中央区南船場4-2-4

<https://www.hearton.co.jp/access/nissei>参加費
無料

お申込み

F A X : 06-6271-7910

下記申込欄に、各項目をご記入の上お送りください

会社名			
氏名	部署名		
	役職		
メール	TEL		
本セミナーを どこで知りましたか?	<input type="checkbox"/> メール案内	<input type="checkbox"/> 社内回覧	<input type="checkbox"/> パトラHP
	<input type="checkbox"/> パテントサロン	<input type="checkbox"/> IP FORCE	<input type="checkbox"/> その他()

※ご記入いただいた個人情報はサン・グループのみが保管し、本セミナー関連業務・今後開催するセミナーの案内等に利用いたします

お問い合わせ

株式会社パトラ セミナー担当
TEL : 06-6271-2383 MAIL : patra@sun-group.co.jp

第161回 大阪PBS
(パトラビジネスセミナー)

SUN・GROUP
藤本パートナーズ・株式会社ネットス・株式会社パトラ